

令和7年度三重県インドネシア派遣団介護・看護分野連携委託業務 仕 様 書

1 事業目的

三重県では、介護・看護分野への外国人材の受入を促進するとともに、インドネシアの保健医療人材の人材育成や相互の教育機関の間で連携を図ることを目的として、インドネシア保健省との間で、令和6年7月に覚書を締結した。

インドネシアとの連携強化を図り、外国人介護人材の確保に向けて、令和7年5月にインドネシア保健省を訪問し、三重県の介護施設等での就労をPRする現地セミナーを開催する。また、現地の教育機関や送出機関を訪問し、三重県の介護施設等における就労の魅力をPRする。さらに、三重県とインドネシアとの教育機関間の連携を進めるため、三重県内の看護系大学とインドネシア保健省管轄の看護系大学が交流し、現地視察、意見交換を行うことを目的とする。

2 事業実施期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

3 業務内容

(1) 行程（予定）

※現時点での案であり、変更の可能性がある。（日時は、それぞれの現地時間とする。）

月日	時間帯	活動内容
5月5日 (月)	～21:00	成田空港発、移動、ジャカルタ泊
5月6日 (火)	9:00～17:00	インドネシア保健省の訪問・意見交換会 介護人材現地セミナー
5月7日 (水)	9:00～17:00	現地機関の訪問・意見交換会 (又は5月8日) 現地看護系大学の訪問・意見交換会
5月8日 (木)	9:00～17:00	現地機関の訪問・意見交換会 (又は5月7日) 現地看護系大学の訪問・意見交換会
5月9日 (金)	9:00～17:00	移動、成田空港着

(2) インドネシア保健省の訪問・意見交換会の運営・実施

①事業の概要

令和6年7月、インドネシア保健省との間で、介護・看護分野の人材育成に関する覚書を締結した。プラボウォ・スビアント大統領の組閣により、アナヤ総局長をはじめとした主要幹部が交代した。令和6年10月から新体制となった保健省幹部と三重県関係者との面談を実施し、連携体制を確認する。

- ・実施日時

令和7年5月6日（火）1～2時間程度実施（午前の予定）

- ・場所

インドネシア保健省又は周辺施設（ジャカルタ市内）

②企画書の作成

インドネシア保健省との意見交換会に係る実施体制等を具体的に記載した「企画書」を作成すること。

- ・意見交換会の実施体制
- ・意見交換会のプログラム
- ・当日の運営体制
- ・現地の関係機関との連携体制、連携方法

③運営及び管理

- ・意見交換会の実施に係るインドネシア保健省との調整は、県を通じて行うものとする。
- ・当日は、インドネシア語及び日本語の逐次通訳で実施することとし、通訳の手配にかかる費用は委託費に含むものとする。
- ・会場の手配及びその費用負担については、不要とする。

(3) 介護人材現地セミナーの運営・実施

①事業の概要

インドネシア保健省、大学関係者及び学生等を対象として、三重県や三重県の介護施設等における就労の魅力をPRする現地セミナーを企画し、運営、進行管理等を実施すること。

ただし、実施内容の詳細は、提案をふまえ県と協議のうえ決定するものとする。

- ・実施日時

令和7年5月6日（火）2時間程度実施（午後の予定）

- ・場所

インドネシア保健省の周辺施設（ジャカルタ市内）

- ・内容

- ＜第一部：三重県の紹介＞

- 三重県からインドネシア保健省幹部や大学関係者等に対して、三重県の魅力をPRする。（1時間程度）

- ＜第二部：三重県の介護施設等の紹介＞

- 三重県内の介護団体から学生等に対して、三重県の介護施設等における就労の魅力を学生等にPRする。（1時間程度）

- ②企画書の作成

- セミナーの具体的な実施体制等を具体的に記載した「企画書」を作成すること。

- ・セミナーの実施体制
 - ・セミナーのプログラム
 - ・参加者の集客方法
 - ・事前調整の実施方法
 - ・当日の運営体制
 - ・現地の関係機関との連携体制、連携方法

- ③会場の選定・手配

- ・ジャカルタ市内の会場を手配すること。手配にあたっては、三重県及びインドネシア保健省の幹部等が出席するイベントとしてふさわしい程度の格式、立地や交通アクセスを考慮すること。
 - ・セミナーが支障なく開催できる広さの会場を確保し、会場内のレイアウトはセミナーが円滑に行えるように配置すること。

- ④運営及び管理

- ・プログラム、会場レイアウト、タイムテーブル、進行台本等を作成すること。
 - ・司会、受付等の運営スタッフ、備品（パソコン、プロジェクター、カメラ等）等の必要な人員、機材の手配を行うこと。
 - ・セミナーで使用するプレゼンテーション資料（インドネシア語対応）を作成すること。
 - ・セミナーはインドネシア語及び日本語の逐次通訳で実施することとし、通訳の手配にかかる費用は委託費に含むものとする。
 - ・会場装飾については、参加者にわかりやすい案内表示や、三重県のPRにつながる簡単な展示を行うなど、創意工夫を図ること。
 - ・現地の関係機関等と緊密に連携を図ることとし、具体の提携方法、内容について、企画提案書に記載すること。

(4) 現地機関の訪問・意見交換会の運営・実施

①事業の概要

三重県の介護施設等における就労の魅力をPRするため、ジャカルタ市内（周辺市可）の日本語学校や介護関係の送出機関を訪問する。

・実施日時

令和7年5月7日（水）又は令和7年5月8日（木）

・場所

日本語学校や介護関係の送出機関

（日本語学校1か所程度、送出機関1か所程度）

各箇所1～2時間程度

②企画書の作成

現地機関の訪問・意見交換会に係る実施体制等を具体的に記載した「企画書」を作成すること。

・実施体制

・訪問先候補機関の名称、情報、特色等

・事前調整の実施方法

・当日の運営体制

・現地の関係機関との連携体制、連携方法

③訪問先機関の選定

提案に記載する訪問・視察先は、既に事業実績や関係性を有しており、実際に調整可能であることを示すこと。なお、訪問先の最終決定は、県と協議の上で決定するものとする。

④移動手段の確保

・20人程度が移動できる移動手段を手配すること。

⑤運営及び管理

・訪問先との事前調整（下話）、訪問日時・次第・意見交換会の議題の調整や出席者の伝達・確認、席次等の調整を行うこと。

・現地説明者及び通訳が同行すること。ただし、現地説明者と通訳を1名の者が兼任することも可とする。

・インドネシア語及び日本語の逐次通訳で実施することとし、通訳の手配にかかる費用は委託費に含むものとする。

(5) 現地看護系大学の訪問・意見交換会の運営・実施

①事業の概要

三重県とインドネシアとの教育機関間の連携を推進するため、三重県内看護系大学とともにインドネシア保健省管轄の看護系大学を訪問する。

- ・実施日時
令和7年5月7日（水）から8日（木）
- ・訪問先（実施場所）
インドネシア保健省管轄の看護系大学3校程度

②企画書の作成

現地看護系大学の訪問・意見交換会に係る実施体制等を具体的に記載した「企画書」を作成すること。

- ・実施体制
- ・訪問先候補看護系大学の名称、情報、特色等
- ・事前調整の実施方法
- ・当日の運営体制
- ・現地看護系大学との連携体制、連携方法

③ 訪問先看護系大学の選定

提案に記載する訪問・視察先は、既に事業実績や関係性を有しており、実際に調整可能であることを示すこと。なお、訪問先は、県と協議の上で最終決定するものとする。

④ 移動手段の確保

- ・15人程度が移動できる交通手段を手配すること。

⑤ 運営及び管理

- ・訪問先との事前調整（下話）、訪問日時・次第・意見交換会の議題の調整や出席者の伝達・確認、席次等の調整を行うこと。
- ・現地説明者及び通訳が同行すること。ただし、現地説明者と通訳を1名の者が兼任することも可とする。
- ・インドネシア語及び日本語の逐次通訳で実施することとし、通訳の手配にかかる費用は委託費に含むものとする。

4 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、期限までに事業実績に係る報告書を2部提出すること。また、報告書及び制作した資料等の電子データも提出すること。

- (1) 納品期限 令和7年9月30日（火）
- (2) 提出先 三重県医療保健部長寿介護課

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。再委託を認めた場合、受託者が再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及

び第28条に規定する権利を含む。)及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

- ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- カ 三重県は著作権法第20条第2項第号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(イ) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(7) 留意事項

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

イ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとし、

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

ウ 受託者がイの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとし、

エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとし、